

G F P グローバル産地づくり推進事業実施要領

制定 令和2年3月31日元食産第4759号
農林水産省食料産業局長通知

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年4月1日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の事業の種類の欄のⅡの1の（1）のG F P グローバル産地づくり推進事業については、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

1 背景

今後急速な人口減少社会を迎える中で、日本の農林水産業・食品産業は、その所得を確保するとともに生産基盤を維持・強化するために、輸出に新たな活路を見出さなければならない。しかし、リスクをとって輸出に取り組む農林漁業者・食品製造業者等の数は限定的であり、日本はまだこの分野で輸出途上国であると言える。

現在、農林水産物・食品の輸出について、政府全体として1兆円目標を通過点として更なる輸出の拡大を実現し、将来的には日本を農林水産物・食品の輸出先進国に変えていく必要がある。

また、輸出を更に増大させていくためには、輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）との協議により輸出可能な国や農林水産物・食品の幅を広げるとともに輸出先国の規制等に適合した農林水産物・食品の生産を拡大していく必要がある。そして、こうした観点から今般、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）を制定したところである。

2 課題

農林水産物・食品の輸出は、国内出荷と異なり、①様々な手続、食品ならではの規制並びに輸出先国によって異なる言語及び商慣習のリスク等が存在し、継続的な成果を出すことが困難であること、②輸出に意欲のある者が、ビジネスパートナーを見つけ、連携・協力することが困難であること等の課題が見られる。

また、農林水産物・食品の輸出を目指す産地としても、①海外からの引合いの強い品目があるものの、産地が十分に対応できず、輸出の機会を失っている、②海外からのニーズが、必ずしも産地・生産者に的確に伝わっておらず、ニーズに対応した品質・ロットの生産が十分に確保されていない、③輸出に関心を持ったポテンシャルの高い産品の生産者は相当数いるにもかかわらず、生産者・産地同士が連携できていない等の課題が見られる。

3 対応

このような課題を踏まえ、平成30年8月31日に、農林水産省において、G F P（農

林水産物・食品輸出プロジェクト）を立ち上げ、コミュニティサイトの構築、意欲ある農林漁業者・食品製造業者等に対する輸出診断の実施、グローバル産地の形成支援を行うこととしたところである。

その中で、本事業においては、有機などの海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理などに対応した生産・加工体制を構築する等の取組について支援をする。具体的には、本事業の下で、「輸出事業計画（G F P グローバル産地計画）」（以下「G F P グローバル産地計画」という。）の認定規程（令和2年4月1日付け元食産第5684号）に基づきG F P グローバル産地計画を策定し、他の必要な支援策と連携しつつ、計画の達成に向けた取組の実行、評価・検証改善（P D C A）を毎年行うことを基本とし、それに資する取組を支援する。

第2 事業実施主体等

1 事業実施主体は、都道府県とする。

2 事業実施者

（1）事業実施者は、次のいずれかに該当する者又は団体とする。

ア 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3者以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割や組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者

イ 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者

ウ 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（これらにあっては任意団体を除く。）、都道府県、市町村、独立行政法人日本貿易振興機構

エ 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として、適当と認められるもの

オ （2）に規定する要件を備えた協議会

（2）（1）のオの協議会は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 代表者の定めがあること。

イ 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。

ウ 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

（3）事業実施者は、次のアからオまでのいずれにも該当してはならない。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

オ 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

第3 事業の内容と補助対象経費等

海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するためのG F P グローバル産地計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善その他本事業の趣旨に資する取組について支援する。

具体的には、以下の取組について支援する。

なお、1の(1)の取組は、本事業の1年目の実施に当たって必須事項であり、年度内の早めに行うことが望ましい。ただし、G F P グローバル産地計画の認定を受けている場合はこの限りではない。

1 事業の内容

(1) 計画策定支援

G F P グローバル産地計画に必要な調査を実施し、計画を策定する取組等
(補助対象経費)

謝金、旅費、宿泊費、賃金、会場借料、調査費、委託費、機材使用料、資料購入費、通信・運搬費、資料印刷・製本費、消耗品費等

(2) 生産・加工等の体制構築支援

グローバル産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農薬規制、動植物検疫、G A Pの取組、H A C C P等の導入、F S M A（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良や生産・加工現場の規制に対する調査等を行う取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費、会場借料、資料購入費、資料印刷・製本費、通信・運搬費等

(3) G F P グローバル産地計画の事業効果の検証・改善支援

G F P グローバル産地計画の実効性を高めるため海外バイヤー等の招へいによるほ場や生産・加工現場の確認、テスト輸送・販売等による検証・改善を実施するP D C Aサイクルを回す取組等

(補助対象経費)

謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出展費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信・運搬費、資料印刷・製本費等

(4) その他支援

本事業の趣旨に資する取組（（１）から（３）までに該当しない取組）

(5) 事業推進費

（１）から（４）までの事業を推進するために要する経費であって、総事業費の５パーセントを上限とする。

2 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、補助対象経費に含めることができない。

(1) 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費

(2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の前に発生した経費（第7の4の（１）ただし書により交付決定の前に着手した場合を除く。）

(3) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）

(4) 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費

(5) 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用

(6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額）

(7) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

3 補助率

補助率については定額とする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度から令和5年度までとする。

第5 事業の計画期間と成果目標

事業の計画期間は3年以内とする。成果目標は輸出の増加額とし、目標とする時期は、事業計画最終年度の翌年度の1年間とする。ただし、特段の事情がある場合には、地方農政局長、北海道農政事務所長及び内閣府沖縄総合事務局長（以下「事業承認者」

という。)と協議の上、事業計画最終年度の翌年度から起算し、5年以内を可能とする。

また、最終年度以前の各事業年度については、G F P グローバル産地計画の策定、関連事業の実施、計画の検証等による生産・加工体制の構築を行っている最中であり、輸出額の増加が発現しにくいことから、成果目標の設定については、事業実施計画書に記載した取組の達成度とし、目標とする時期は、各事業年度とする。

第6 事業実施に関する留意事項

- 1 この取組に関わる農林漁業者・食品製造業者等が、G F P コミュニティサイト (<https://www.gfpl.maff.go.jp/>) に登録していること。
- 2 事業実施計画に具体的な輸出増加額の金額が定められていること。
- 3 2の輸出増加額が、事業費に見合ったものであること。
- 4 事業実施計画が海外市場を意識し、輸出に対応するための課題の把握や取組内容等により、定められている輸出増加額の目標の達成が見込まれる内容となっていること。
- 5 事業実施計画の内容が、輸出に知見のある第三者が参画して計画を策定し、計画達成に向けP D C Aを回せる体制で取組を進めることとなっていること。
- 6 都道府県域をまたがる産地間連携等の取組の実施に当たって、関係する都道府県と協議すること。
- 7 G F P グローバル産地計画の策定後、速やかに申請を行い、認定規程に基き、認定を受けるものとする。
- 8 事業実施計画の取組内容に農林漁業者の取組が含まれる場合は、現にG A P 認証を取得している場合を除き、農林水産省が運営するG A P に係るオンライン研修の受講及び都道府県のG A P 指導体制に位置付けられたG A P 指導員等からのアドバイスを受けることにより、国際水準G A P の知識を高める取組が含まれていること。
また、事業実施計画の取組内容に食品製造業者の取組が含まれている場合は、既にH A C C Pを導入している場合を除き、H A C C P への対応に向けてオンラインの学習教材の受講及びH A C C P について相当程度の知識を持つ者の指導・助言を受けるなど、H A C C P の取得に向けた取組が含まれていること。
- 9 本事業を活用して「G F P グローバル産地計画」を策定し、申請済みである、又は申請を行う見込みの取組については、計画を円滑に実行するため、新規の計画策定より優先的に採択を行うものとする。
- 10 事業実施計画において関連支援事業（ハード事業及びソフト事業）の活用を予定している場合は、計画を策定する前に都道府県及び各地方農政局等に対して協議や相談を行うこととする。
- 11 事業実施計画については、特に次の項目について確認するものとする。

項目	内容
① 輸出額の拡大	現状と目標年度の輸出額の差額が大きいこと。 目標年度輸出額 － 現状の輸出額 ＝ 差額（C） 輸出額の差額と補助金額の比率が大きいこと。

	差額（C） ÷ 補助金額 = 比率
② 具体性	輸出先国のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の規制への必要な対応、必要な生産・加工体制等を把握し、計画年度終了後、①の輸出額を実現できる具体性があること。
③ 産地間連携等	都道府県域をまたぐ等異なる産地間での連携による取組を目指すこと。 また、6次産業化の取組を行っている者であって、さらに、新たに輸出に取り組むものであること。
④ 事業実施体制	輸出に知見のある者等が参画している体制であること。

第7 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、実施要綱第5の1の規定に基づき、様式1により事業実施計画を作成し、事業承認者に提出して、承認を受けるものとする。

なお、都道府県が事業実施者となる場合は、直接事業承認者に提出して承認を受けるものとする。

ただし、実施要綱第5の2の規定に基づき、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の規定に基づく補助金変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、都道府県域をまたがる産地間連携等の取組の場合は、代表者の所在する都道府県を管轄する事業承認者に提出して、承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

（1）事業内容の追加、中止又は廃止

（2）事業目的の変更

（3）3により委託をする事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の全部又は一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別添の経費内訳書の備考欄に記載するものとする。

（1）委託先が決定している場合は委託先名

（2）委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

4 事業の着手

（1）事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じた取組、継続的な取組など事業の効果的な実施を図る上で、交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、事業承認者の適正な指導を受けた上で、その理由を明記したG F Pグローバル産地づくり推進事業に関する交付決定前着手届（様式2）を事業承認者に提出するものとする。

（2）（1）ただし書により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから、着手する

ものとする。

この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) 事業承認者は、(1) ただし書による交付決定前の着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、本事業が適正に行われるようにするものとする。

5 補助金の支払方法

補助金の支払方法は原則として精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅165号）第58条ただし書に規定する協議が調い、かつ、事業実施主体からの請求により、必要があると認められる金額については概算払をすることができる。

第8 事業実施主体における留意事項

本事業については、都道府県を事業実施主体とする間接補助事業により実施する。このため事業実施主体は、事業実施者の行う事業の実施に当たり、補助金の交付の手続等について実施規程を作成するものとする。

1 実施規程は以下の事項を記載するものとする。

- (1) 交付申請及び実績報告
- (2) 交付の決定及び補助金の額の確定等
- (3) 申請の取下げ
- (4) 補助金の支払
- (5) 交付決定の取消し等
- (6) 補助金の経理及び事業実施者に対する調査
- (7) 個人情報保護等に係る対応
- (8) 海外の付加価値税に係る還付金の納付
- (9) 事業実施報告書
- (10) 事業実施者の適格性に関する項目等

2 事業の着手

交付決定の前に事業に着手する場合にあっては、事業実施者にG F P グローバル産地づくり推進事業に関する交付決定前着手届を事業実施主体に提出させること。

第9 事業実施状況等の報告

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（様式1）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業承認者に提出するものとする。

なお、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出も必要なので留意されたい。

2 事業成果の報告

本事業の取組について、事業実施主体は、第5に規定する事業計画最終年度の翌年度から成果目標とする時期までの間、様式3により事業成果状況について、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに事業承認者に報告するものとする。

第10 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を交付決定者（交付要綱第3の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付要綱別記様式第4号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第11 報告又は指導

事業承認者は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第12 海外の付加価値税の還付額に係る国費相当額の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る海外の付加価値税の還付が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

附則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 グローバル産地づくり推進事業実施要領（平成31年3月29日付け30食産第5397号農林水産省食料産業局長通知）は廃止とする。
- 3 2に掲げる通知により令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

様式1（第7、第8関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

都道府県知事
氏名

印

令和 年度G F P グローバル産地づくり推進事業実施計画の承認（変更、中止又は廃止の承認）の申請について

G F P グローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知）第7の1の規定に基づき、関係書類を添えて、承認（変更、中止又は廃止の承認）を申請する。

- （注）1 関係書類として別添を添付すること。
- 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第7の1」を「第7の2」とすること。
- 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、承認通知があった事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
- 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
- 5 事業実施結果に係る報告として本様式を用いる場合には、件名を「令和 年度G F P グローバル産地づくり推進事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1総括表」及び「第2個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別 添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負 担 区 分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委 託 先 名 (2) 委 託 す る事業の内 容及び当該 事業に要す る経費	
合計						

- (注) 1 事業種類は、交付要綱別表1の区分により記入すること。
- 2 事業細目は、交付要綱別表1のG F P グローバル産地づくり推進事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

※ 事業実施者の取組ごとに作成してください。

事業名	G F P グローバル産地づくり推進事業（事業実施者名）
-----	------------------------------

事業実施主体の担当者名及び連絡先	都道府県名			
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	所在地			
	電話 番号		F A X	
事業実施者の担当者名及び連絡先	E-mail		URL	
	氏名（ふりがな）			
	所属（部署名等）			
	役職			
	電話 番号		F A X	
事業実施者の担当者名及び連絡先	E-mail		URL	

1 事業概要

※取組対象となる産地の現状を記載してください。また、都道府県域をまたぐ等産地間での連携、6次産業化の取組等特筆すべき事項があれば記載してください。

(事業の目的)

※輸出に当たっての実績や取組の背景となる課題等について記載してください。

(事業の内容)

※輸出先国のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の規制への必要な対応、必要な生産・加工体制などを把握し、計画年度終了後、目標輸出額を実現できる具体的な取組内容を記載してください。

2 実施体制

※事業実施体制を図示してください。また、参画事業者、連携又は委託を行う団体等がある場合には、その名称、概要及び事務処理体制についても記載してください。

3 実施スケジュール

(主な内容が分かるように記載してください。)

(1) 事業年度別の事業計画

(例)	2020 年 ○月	・ ・	2020 年 ○月		2021 年 ○月	・・・	2023 年 ○月
計画策定支援 ・○○の運営 ・検討委員会 ・承認申請 ・	○開催		○申請				
生産・加工等 の体制構築支援 ・○○研修 ・△△調査 ・					○研修受講 ○調査		
G F P グロー バル産地計画 の事業効果の 検証・改善支 援 ・展示会出展 ・							○出展

(2) 当該年度の事業実施計画

(例)	2020 年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	2021 年 1 月	2 月	3 月
計画策定支援 ・○○の運営 ・検討委員会 ・承認申請							開催		申請			

4 上記3の(2) 当該年度の事業完了予定年月日

年 月 日

5 事業の目標 (達成すべき成果)

達成すべき成果として、①現状の輸出額と目標年の輸出見込額、②当該年度に実施する事業実施計画の達成度について記載してください。

(現状の輸出額と目標年度の輸出額)

※目標とする時期は、事業計画最終年度の翌年度の1年間としてください。ただし、事業計画最終年度の翌年度に発生しない場合は、具体的な理由を記載のうえ、目標年は事業計画最終年度の翌年度から5年以内としてください。

※数値目標の記載例

目標年度の輸出額（令和●年度）〇〇千円－現状の輸出額（令和●年度）
〇〇千円　＝　差額（輸出増加額）〇〇千円

①現状の輸出額と目標年の輸出見込額（達成すべき成果）

※事業計画最終年度の翌年度以降の年度毎の輸出見込額を記載し、達成すべき輸出見込額を設定してください。

②当該年度に実施する事業実施計画の達成度（定性的に記載）

6 期待される効果・波及効果

※定量的な効果は輸出額の増加であるが、それ以外の考えられる効果を定性的でよいので記載してください。また、中間管理事業、担い手対策、地方創生、インフラ整備など他施策との連動があれば、それについても記載してください。

7 事業成果・効果の検証方法

※必要に応じて資料を添付してください

經 費 内 訳 書

※ 事業実施者の取組ごとに区分して作成してください。
(単位：千円)

区 分				備 考
	事 業 費	国庫補助金	自己負担	
※事業の実施内容との関係が分かるよう可能な限り具体的な積算に努めてください。 ※事業推進費については、1～4の支援の推進に要する経費に係る積算を記載してください。				※1 各経費については、第3の事業の内容と補助対象経費等を参考に記載してください。 ※2 事業の一部を委託する場合には、委託先名、委託する事業の内容及び当該事業に要する経費を記載してください。 ※3 旅費については、旅費を使用する者の内訳が分かるように記載してください（別葉可）。
(記載例)	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
< A 事業実施者 >				
1 計画策定支援	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
2 生産・加工等の体制構築支援	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	・謝金 150 千円 (3人×5日×10千円) ・研修費 45 千円 (15 千円×3 日) ・海外試験販売費 (〇〇国 〇〇〇〇) 468 千円 (海外航空賃(往復) 400 千円×1 人)
3 G F P グローバル産地計画の事業効果の検証・改善支援	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	・計画策定支援指導旅費 6 千円 (2 千円×1 人×3 日) ・会場借料 200 千円 ・指導旅費 10 千円
4 その他支援				
5 事業推進費				
< B 事業実施者 >				
1 計画策定支援				
5 事業推進費				
(事業推進費計)	(〇〇〇)	(〇〇〇)	(〇〇〇)	
計	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	

(注)・備考欄には、経費積算の根拠(単価、員数、日数等を明記した計算式等)を記載してください。

- ・補助金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。
- ・事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当部分の経費が分かるように記載してください。
- ・謝金及び賃金については、その単価等が分かる資料を添付してください。

(参考)

参画事業契約書

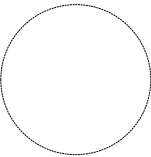
〇〇株式会社、▲▲株式会社、□□株式会社、3社間にて以下の通り契約する。

第1条 G F P グローバル産地づくり推進事業において、協働で当事業を遂行する。

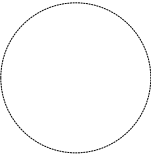
第2条 当事業の遂行にあたり、〇〇株式会社を代表者とする。

〇年〇月〇日

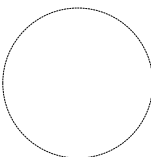
農業生産法人 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇



株式会社▲▲果樹園
代表取締役 ▲▲ ▲



□□株式会社
代表取締役 □ □□



様式2（第7の4（1）関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

都道府県知事
氏名 印

G F P グローバル産地づくり推進事業に関する交付決定前着手届

このことについて、下記のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

注1：「事業費」欄は、総事業費（税込）とします。

様式3（第9の2関係）

番 号
年 月 日

（事業承認者） 殿

都道府県知事
氏名 印

G F P グローバル産地づくり推進事業に係る事業成果の報告について

G F P グローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農
林水産省食料産業局長通知）第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

（注）関係書類として別添を添付すること。

別添

1 事業実施主体

(1) 事業実施主体の名称

(2) 担当者の役職名及び氏名

(3) 担当者の連絡先

電話：

メールアドレス：

2 事業実施者

(1) 事業実施者の名称

(2) 担当者の役職名及び氏名

(3) 担当者の連絡先

電話：

メールアドレス：

3 事業の目標

4 活動内容

(注) 当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

5 進捗状況

(1) 目標達成状況

(注) 事業実施の取組に対する達成状況（輸出額）を記載すること。

(2) 目標達成状況の背景（要因分析）

(注) 事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。

6 次年度以降目標達成年度までの活動方針

(注) 上記分析を踏まえた目標達成年度までの活動方針について、具体的に記載すること。